

秦野市職員定数条例の一部を改正することについて

秦野市職員定数条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年2月23日提出

秦野市長 古谷義幸

提案理由

地方自治法第172条第3項本文の規定等において条例で定めることとされている常勤職員の定数をその実数に近づけることにより、定数管理をより実効性のあるものとするため、改正するものであります。

秦野市職員定数条例の一部を改正する条例

秦野市職員定数条例（昭和30年秦野市条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秦野市職員の定数に関する条例

第2条を次のように改める。

（職員の定数）

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

職員に係る部局の区分	定数
市長の事務部局の職員	710人
教育委員会の職員	105人
選挙管理委員会の事務局の職員	4人
監査委員の事務局の職員	4人
農業委員会の事務局の職員	5人
消防の職員	189人
水道事業及び公共下水道事業の企業職員	73人

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員は定数外とする。

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員
- (2) 秦野市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年秦野市条例第8号）第2条第1項の規定により派遣されている職員
- (3) 国、他の地方公共団体等に派遣されている職員
- (4) 消防学校での初任の教育訓練を受けている消防の職員

3 前項の規定により定数外とされた職員が職務に復帰し、又は復職したときは、その職員は1年を超えない期間に限り、定数外とすることができる。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
(秦野市職員の退職手当に関する条例の一部改正)
- 2 秦野市職員の退職手当に関する条例（昭和38年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「秦野市職員定数条例（昭和30年秦野市条例第44号）」を  
「秦野市職員の定数に関する条例（昭和30年秦野市条例第44号）」に改める。